保護者様

令和

年 月 日 保護者名

福知山市立夜久野小学校校 長 山添 麻矢

出席停止について

お子様の病気は、学校保健安全法第19条に基づく下記の基準によって、他の児童生徒にうつるおそれのある間は、登校できないことになっています。登校するときには、下記の登校届(受診医療機関名・受診月日等を保護者様がご記入ください)を学校に提出してから登校してください。 なお、この期間は学校では、欠席の取り扱いにはなりません。

記

インフルエンザ・・	・・・・・ 発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を	と経過するまで
百 日 咳・・・・・・	・・・・・ 特有の咳が消失するまで、または5日間の通	窗正な抗菌性物質製
	剤による治療が終了するまで	
麻 し ん (はしか)・・	・・・・・ 解熱した後3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎・・	・・・・・ 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現し	た後5日を経過し
(おたふくかぜ)	かつ全身状態が良好になるまで	
風 し ん (三日はしか)	・・・・・ 紅斑性の発疹が消失するまで	
水 痘(水ぼうそう)・・	・・・・・ すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)	5) まで
咽 頭 結 膜 熱(プール熱)	・・・・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで	
新型コロナウイルス感染症	・・・・・ 発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後	後1日を経過するまて
その他の感染症・・	・・・・・ 医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	·····・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
年 組 氏名		
病 名()受診医療機関名()
病状が回復し、集団生活	活に支障がない状態と判断されたので 月 日カ	いら登校させます。